

長期処理計画

この計画は、JESCO北九州PCB処理事業所において、PCB廃棄物を早期に処理するため、長期的な処理の計画を定めるものである。なお、変圧器類、コンデンサー類の処理については、平成31年3月末で処理が完了しており、安定器及び汚染物等が対象となる。

I 処理対象PCB廃棄物

1 北九州事業エリアの処理対象物

中国、四国、九州・沖縄地域（岡山以西17県）の全てのPCB廃棄物が対象。

令和元年度以降の処理対象量の見込みは以下のとおり。なお、平成31年3月末までに既に処理施設に搬入された物のうち未処理の重量も含まれます。

- 安定器及び汚染物等 約154ト

2 北九州事業エリア外の処理対象物

近畿、東海地域（10府県）の一部のPCB廃棄物が対象。

令和元年度以降の処理対象量の見込みは以下のとおり。なお、平成31年3月末までに既に処理施設に搬入された物のうち未処理の重量も含まれます。

- 安定器及び汚染物等（大阪及び豊田事業エリア） 約3,138ト

II 処理進捗状況及び処理計画

これまでの処理進捗状況と上記の処理対象台数を踏まえた年度ごとの処理計画を策定する。

1 処理進捗状況

北九州事業エリアの処理対象物については、令和元年6月末現在で96.9%の処理が完了している。

北九州事業エリア外の処理対象物については、40.2%の処理が完了している。

2 年度ごとの処理計画

令和3年度末までの処理を目指し、さらなる処理促進に努めることとするが、現時点での年度ごとの処理計画は別添のとおり。

3 処理促進策

処理対象物の増加に対応して、安全・確実な処理を大前提として、早期処理のため、以下の処理促進策を講じる。

① 早期処理完了に向けた取組み

- ・自治体と協力連携して営業体制を構築し、定期的に進捗を確認。
- ・事業者への訪問を自治体と連携して迅速適切に対応。
- ・事業所においては、処理対象物の増加に対応して、安全・確実な処理を大前提として、資料４－２に記載した処理促進策を講じる。

② 北九州事業エリア外からの円滑な搬入

- ・近畿地区・東海地区広域協議会への積極的な働きかけ、並びに各自治体等からの要請に基づく個別対応等を含めて、営業活動を継続的に実施。

北九州PCB処理事業所における令和3年度までの年度ごとの処理計画（安定器・汚染物等）

	[単位：トン] (計画的処理完了期限)→										＜参考＞ [単位：トン]
	(参考：処理実績)					処理計画					
	平成21～25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 (平成31) 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和3 年度末 残量	
北九州事業地域	1,425	671	331	145	177	117	111	43	0		
大阪・豊田事業地域	0	0	145	594	548	710	722	1,007	1,160	249	

注：令和元年6月末現在のJESCO登録重量より。

注：各年度の処理実績は、年度末（3月31日時点）の中間処理完了ベース（マニフェスト単位：D票ベース）。

注：安定器及び汚染物等の処理量の見込みには缶重量を含まない。各年度の処理量には、真空加熱分離装置等での処理量を含む。

注：現在検討中の追加的な処理促進策（安定器の分離処理、汚染物の無害化処理認定施設での処理）を講じた結果を想定。

検討結果等により今後変更する場合がある。